

議案第15号

大津市まちなか交流館条例 を廃止する条例の制定について

令和3年3月17日(水)
産業観光部 商工労働政策課

①まちなか交流館の概要

【設置目的】

商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を図る

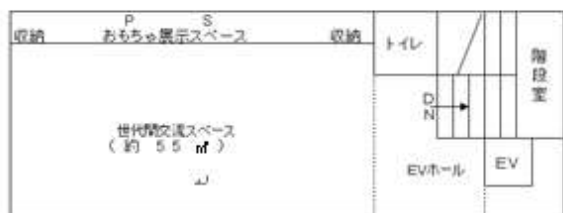
【施設概要】

- ①所在地 大津市長等二丁目9番1号(菱屋町商店街内)
- ②敷地面積 138.40m²、延床面積 377.46m²
- ③構造 鉄骨造 地下1階、地上3階
- ④機能
 - 1階:商業振興機能
 - 商業体験スペース(約17m²) チャレンジショップ(約21m²)
 - 2階:コミュニティ機能(有料部分)
 - コミュニティホール(約57m²) 稼働率:約7割
 - 3階:世代間交流機能・展示機能(無料部分)
 - 世代間交流スペース(約54m²)

①まちなか交流館の概要

まちなか交流館の平面図

3 F 世代間交流機能・展示機能



2 F コミュニティ機能



1 F 商業振興機能



地下 トイレ・倉庫



①まちなか交流館の概要

【施設整備の経過】

平成2年11月 おもちゃのやかた 遊遊館開館

総事業費276百万円

(用地80百万円、建物169百万円、備品27百万円)

平成20年4月 まちなか交流館 リニューアル

総事業費33百万円

(国費13.2百万円、起債14.8百万円、一般財源5百万円)

②まちなか交流館の位置付け

平成2年度～

大津市街並み博物館条例
条例に規定する1施設

平成28年度～

大津市まちなか交流館条例
個別設置目的を明確化

③ 条例廃止をするに至る背景と理由

① 平成30年度実施の事業レビュー結果 不要・凍結

(主な意見)

- ・事業の成果がわかりづらい
- ・ナカマチ商店街の立地を活かしきれていないのではないか
- ・かかっている費用に対する効果がどのくらいあるのか(指定管理料約9百万円/年)
- ・市民の交流は市民センターでもできるのではないか
- ・一部の市民のみ利益を受けているように感じる

③ 条例廃止をするに至る背景と理由

② 事業レビューの結果に伴う対応（事業改善計画）

- ・現在の指定管理期間が満了する令和2年度末までは現行どおり運用
- ・並行して新たな利活用を検討し、令和3年度以降速やかに移行していく

③ 条例廃止をするに至る背景と理由

③ 今後の利活用に向けた検討結果

- 当該施設の利活用は、広く中心市街地活性化を図る用途が現実的である。
- 建物の構造や駐車場が無いことなどを踏まえると、公設の施設として指定管理料を抑えて広く指定管理者を求めることは困難である。
- 中心市街地には、旧大津公会堂などの類似施設が多数あり、公の施設としての有効活用には限界がある。
- 地域団体にとって必要不可欠な施設とまでは位置づけられていない。

③ 条例廃止をするに至る背景と理由

- 建物建設後31年、リニューアル工事後13年が経過し、今後、施設の老朽化等の課題がある。
- 民間事業者のヒアリングにより、中心市街地活性化に資するCSR事業と複合的な活用意向をもっている事業者がある。
(実績もあり)
- 中心市街地活性化に資する事業の実施を条件に民間譲渡又は有償貸付の検討を進める。

④ 条例廃止後の利活用に向けた取組

- ・令和3年4月1日以降は、閉館とする
- ・令和3年度中を目途に民間事業者への条件付譲渡又は普通財産としての有償貸付を決定し、公募による募集を行う。

【参考】大津市まちなか交流館条例

大津市まちなか交流館条例

平成27年3月16日

条例第6号

改正 平成31年3月25日条例第21号

(設置)

第1条 本市の商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を図るため、大津市まちなか交流館(以下「交流館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 交流館の位置は、大津市長等二丁目9番1号とする。

(事業)

第3条 交流館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商業体験を行うための場所の提供に関する事業
 - (2) 市民の交流のための場所の提供に関する事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業
- (ホール等の使用の許可)

第4条 交流館のコミュニティホール又は商業体験スペース(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づき交流館の管理を行う者(以下同条を除き、「指定管理者」という。)に申請し、その許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ホール等の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

【参考】大津市まちなか交流館条例

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、ホール等の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(コミュニティホールの利用料金)

第5条 交流館のコミュニティホールの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可の際に、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 交流館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

【参考】大津市まちなか交流館条例

(指定管理者の指定の基準)

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交流館の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 交流館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 交流館の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、交流館の開館時間及び休館日の定めに従い、交流館を適正に利用に供さなければならない。

2 前項の交流館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) ホール等の使用の許可に関する業務
- (3) 交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、交流館の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

【参考】大津市まちなか交流館条例

(平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における利用料金の上限額に関する特例)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における別表の規定の適用については、同表中「970円」とあるのは「810円」と、「1,450円」とあるのは「1,210円」と、「1,290円」とあるのは「1,080円」と、「1,940円」とあるのは「1,620円」と、「640円」とあるのは「540円」とする。

附 則(平成31年3月25日条例第21号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(大津市まちなか交流館条例の一部改正に伴う経過措置)

第51条 第50条の規定による改正後の大津市まちなか交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

【参考】大津市まちなか交流館条例

別表（第5条関係）

（平31条例21・一部改正）

使用時間	利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
午前10時から午後1時まで	990円	1,480円
午後1時から午後5時まで	1,320円	1,980円
午後5時から午後7時まで	660円	1,980円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（入場料等のうち最高額のもの1,500円未満の場合を除く。）又は営利若しくは営業宣伝その他これに類すること（以下「営利等」という。）を目的として使用する場合の利用料金の上限額は、この表による利用料金の上限額に次に定める割合に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 入場料等のうち最高額のもの1,500円以上3,500円未満の場合 5割
- (2) 入場料等のうち最高額のもの3,500円以上の場合 10割
- (3) 営利等を目的として使用する場合（前2号に該当する場合を除く。） 5割